

宮古島市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 宮古島市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、宮古島市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する場として、会議を設置する。

(事務所)

第2条 会議は、事務所を宮古島市役所に置く。

(協議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項の連絡調整及び協議を実施するものとする。

- (1) 宮古島市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 道路運送法第78条第1項第2号に規定する自家用有償旅客運送の必要性、態様及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 宮古島市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表又はその指名する者
- (4) 住民の代表及び公共交通利用者の代表
- (5) 沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (6) 沖縄県企画部長又はその指名する者
- (7) 宮古島市内の道路管理者又はその指名する者
- (8) 宮古島警察署長又はその指名する者
- (9) 学識経験者等その他会長が会議の運営上必要と認める者

(役員)

第5条 会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、会議を代表し、その会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐して会議の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、委員に対し、協議事項、日時、場所等を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。なお、やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 4 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正、かつ、円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第8条 会長は、会議に公共交通に関するアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べるものとする。

(議決)

第9条 会議の議決方法は全会一致を原則とするが、成立しない場合には、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 緊急を要するとき又は会長が必要と認めるときは、書面表決によって会議の議決を行う

ことができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキンググループ)

第11条 会議は、調査又は協議のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。

2 ワーキンググループは、調査又は協議した事項について、会議へ報告するものとする。

(分科会)

第12条 会議は、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

(事務局)

第13条 会議の事務局は、宮古島市観光商工局商工物産交流課に置き、庶務を担当する。

(報酬及び費用弁償等)

第14条 会議の委員に対し、報酬及び費用弁償等は支給しないものとする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。